

キリシタン故地の家族慣行

内藤, 莞爾

<https://doi.org/10.15017/2328651>

出版情報 : 哲學年報. 36, pp.1-46, 1977-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

クリシタン故地の家族慣行

内 藤 莞 爾

一 対象部落の概況

本稿は、昭和四八年度文部省科学研究費「末子相続の総合的研究」にもとづいておこなった実態調査の報告である。この研究は、前年度からの継続事業であり、前年度は鹿児島・宮崎など、南九州にその対象地点を求めて実施した。そこで本年度は、若干は以前から着手していたが、五島列島に焦点をあわせ、主にクリスト教系家族の相続慣行をあきらかにしようとしてみた。本稿も、この計画の線に沿って、福江本島の浦頭部落を対象とした調査の報告である(1)。

(1) 今回の調査は、同年八月の予備調査を経て、一二月中旬の本調査に移された。その後、資料の整理が進むにつれて、遺漏の箇所も発見されて、補充調査の必要を感じている。したがってこの報告も、実は最終的のものではない。なおこの調査には、左の諸氏が参加した。土居平(九州大学医療技術短大)、野口英子(筑紫女学園短大)、瓦井治代(岩国短大)、小川全夫(宮崎大学)、坂本喜久雄(九州大学院博士課程)。

地域のことを簡単に述べておくと、対象とした浦頭部落は、福江本島の東北隅に位置している。現在は福江市の一部となっているが、これは昭和二九年四月の町村合併の結果であって、それまでは南松浦郡奥浦村平蔵郷の一部落であった(2)。畑作に比重のかかった純農村である。しかし平均反別は、六、七反にすぎず、以前から兼業化が進行していた。地元におけるそれは、大工・家畜商・漁師等であったが、また九州各地への樟脳づくりや都市への出稼ぎ

もさかんであり、それから子弟は、本土の炭坑や造船所に、さらに都市の第三次部門への流出もはげしかった。要するに経済的には、部落はクローズド・システムの姿にはなかった。なおこんにち浦頭部落を支えているのは、ひとつはご他聞にもれない出稼ぎであり、他は以西底曳網のサラリーマン漁夫としての雇用である。また農業は、耕種部門の後退にもなつて、和牛（五島牛）の生産・肥育が伸びてきた。養蚕への期待も寄せられている。

(1) 「郷」とは、五島藩における旧村の呼称である。

のちに姓氏別の表示をするが、この部落は、九〇戸ほどの現住戸から成っている。このうちには少数の仏教徒・転入戸、それにいわゆる「隠れキリシタン」を含むが、しかしカトリック教徒がほとんどを占める⁽¹⁾。部落の中央には、新装なつた教会（「聖十字架の称讃」）が高々とそびえている。というよりも浦頭を含む奥浦地区は、五島キリシタン史にとっては、まさにゆかりの地であつた。永禄九年（一五六六）、聖アルメイダが領主の治病のために招かれ、はじめてこの離島で布教をおこなつたが、これを機会にいわゆる五島教会が建立された。それがこの奥浦の地であつたといわれる。むろんその後、禁教令の発動によつて、キリシタン信者の迫害・追放が開始される。また寛永五年（一六二六）、本土から信者の入りこむことも禁止された。こうして五島列島のキリシタンは、根絶されたかのようにみえた。ところが寛政九年（一七九七）に、五島・大村両藩のあいだに俗に言う「人送り」の議が結ばれ、これにもとづいて外海地方（長崎県西彼杵郡）の農民が五島の島々に渡つてきた。渡島は引き続きしておこなわれるが、これらがほとんどキリシタン信者だつたことは、まず疑うことができない。そしてその一部が、この奥浦の地に定住した。『五島キリシタン史』によると、「平蔵・浦頭・堂崎・浜泊・嵯峨瀬・半泊・間伏、等にそれぞれキリシタン部落を作り、開墾に従事」⁽²⁾したという。いずれも旧奥浦村内の地名である。とくに堂崎には、いまに残る五島最古の教会が建てられた。そこでこうみてくると、われわれの対象地点には、二度にわたつて、"christianize" の波が訪れた。とともに二〇〇年の空白を越えて、この地が選ばれたことは、まったくの偶然とは思えない。さきほど近世の初期、この地の

キリシタンは根絶されたかのように述べておいた。が、おそらくそうではない。来島者はたしかにあったが、同時に地元民の潜伏の事実を考えたほうが素直な理解であろう(3)。

(1) 現在の部落別の宗教分布は、次のようである。

一 仏教徒 奥浦・平蔵・戸岐町・戸岐向・樫浦。

二 カトリック 浦頭・赤ハゲ・浜泊・大泊・早崎・小田河原・嵯峨瀬・半泊・キビナ網代。

三 キリシタン 南河原・観音平・宮原。

むしろ各部落の全戸が、同一宗教というのではない。若干の混住もみられる。

(2) 浦川和三郎『五島キリシタン史』復刻版、昭和四八年、一三五頁。

(3) 明治の初年、久賀島(現、福江市)に端を発した地元住民によるキリシタンの迫害は、奥浦の地にも飛火して、ここでも「残酷物語」が展開した。なお堂崎の教会(日本二十六聖人)は、解教令のちに建立されたものである。

二 旧慣の検出

地域のことは、また折にふれて述べることにして、早速、問題に入ることにした。はじめに旧慣の検出である。と言って、当地には宗門帳の類も残っていないければ、明治初年の戸籍も見当らない。それで初期の除籍簿を繰って、相続人の続柄を調べてみると、これはほぼ長子家督の線で統一されている。のちにみるように、対象部落の場合、長男跡りの発現率は、ひじょうに低い。戸籍面における長子家督の法制化、裏からすれば不実記載が推測されるわけであるが、しかし仔細にながめると、これからの逸脱例らしいものも出てくる。二、三の例を挙げてみよう。

まず、長男の出養子である(以下仮名)。長崎県南松浦郡奥浦村八十三番戸の川口倉蔵(嘉永三年生)は、七歳の三男で、安政二年に分家した。しかし兄(長男)の岩蔵(天保六年生)は、弟の分家以前に「廃嫡」となっている。したがって倉蔵が本当に分家したかどうかは疑わしいが、ただこれは証拠不十分なので、そのまましておくほかはな

い。しかしそのあとが問題である。というのは倉蔵には子どもがなかったの、同村川口菊蔵の長男子之助(明治一〇年生)を入籍している。つまり長男の出養子である。子之助は、もともと長男なので、当時やかましかった「兵隊養子」とは、なんの関係もない。実際に養子に出たものと考えられる。次は長男の分家である。同村九十番戸の浜口市右衛門(天保九年生)は、父金蔵の長男であるが、「明治四年三月四日 同郡同村九十一番戸ヨリ分家」した。つまり九十一番戸が本家ということになる。ではこの本家のほうはどうかというと、これは次男が相続している。すなわち次男の三吉(天保一二年生)が、父の退隠にともなって、「明治三年四月二日相続ス」と記される。記載面のおおりにだすとすれば、兄と三つちがいの弟に、まず家督を相続させた。それから一年たって、兄を分家させたことになる。なおこの戸籍には、三男以下の記載がない。どうやら父は、末子にかかったらしい。

ところで次例は、長男の行方が気になるけれども、これはあきらかに長男を廃しての次男相続である。同村二百六十四番戸の谷口申松(文政八年生)は、慶応二年、三男でありながら、父増右衛門の跡を継いだ。そして明治二十七年一月六日に退隠する。六九歳のときである。申松には、長男の常蔵(嘉永六年生)と祖父と同名の次男の増右衛門(元治元年生)の二子があった。ところが長男の条には、「明治二十七年一月二十三日 願済嗣子交立ス 同年同月二十六日届出」とある。また次男の条には、「明治二十七年一月二十三日 願済嗣子トナル 同年同月二十六日届出 明治二十七年一月二十六日嗣子トナル」と記される。つまり父の隠居にともなって、長男を廃して、次男の相続がおこなわれた。父が隠居したとき、長男は四一歳、次男は三〇歳になっていた。長男の「嗣子交立」には、なにか事情があったとも考えられるが、とにかく長男よりも一も下の弟にかかったことになる。なお当時、長男の廃立に官許を必要としたことは、「願済」の文字によってしめされよう。ただ三日間でことが完了した気配が強いので、この「願済」も、そう嚴重なものではなかったことが推察される。

三 相続形態の分類

こうしたわけで戸籍上の記載は、長子家督にほぼ統一されているにもかかわらず、なおこれから逸脱していると思われる例も検出された。では実際の相続慣行は、どうであろうか。となると実態は、記載面からは大きくずれてくる。そこで概観するために、これを数字的に表示してみたい。なおここでの相続形態の分類および表示の仕方は、これまでわれわれが用いてきた様式を、そのまま踏襲することにした。将来の比較・対照にそなえての措置である。そこでこの分類および表示の仕方の詳細については、別稿に譲るけれども⁽¹⁾、あらましを述べると、次のようである。

(1) 拙著『五島カトリックの家族分封』昭和四六年、第五節。

われわれの調査では、在任戸に関して兄弟関係にあるものは、これをひとつのセットとしてまとめた。われわれの目的は、過去の相続・分家の事実をあきらかにすることにあり。したがって各戸調査は、かえって対象を重複させることになるからである。むろん一戸だけでも、他の兄弟が死亡・他出したような場合には、これは一セットとみなされる。もっともひとり子と養子とは、この調査からは除外される。当人が跡とりになったことに間違いのないからである。ただここでも父の世代に父に兄弟があり、その一人が在村していれば、これは調査の対象になりうる(別図参照)⁽¹⁾。しかし以上の要件に該当していても、相続・分家が末子にまでは至らず、その過程にある家も現われる。これは対象にはなりえても、別にその旨を記することを要する、とともに相続・分家等の家行為がまったくおこなわれていない家は、対象からは除かれる。子どもたちが未婚の子女から成る、いわゆる核家族がほぼこれに該当する。ただし父の世代については、この家もセットを構成することがありうる。なお相続・分家の当事者がみな死に絶え、または他出してしまったものは、対象とはなりえない。父の世代のセットが少なくなったのは、こうした取りきめのためであ

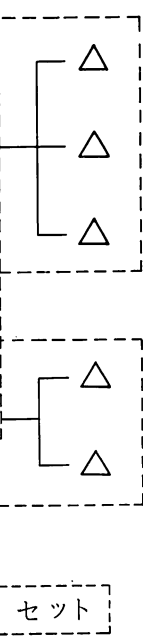
26(20)

(1) なおわれわれの調査では、戸籍の照合を不可欠の要件とした。したがってこの点でも、時代の遡及には、おのずから限度があった。

(2) いわゆる「農家の跡とり調査」には、将来の後継者をさくものが多い。われわれのそれは、過去の相続・分家の事実をたずねるものであって、これとはその性格をまったく別にしてゐる。

また相続形態は、これを(一)長子相続型、(二)隠居分家型、(三)末子相続型、(四)混合型D、(五)混合型Eとに区別した。混合型DおよびEの呼称は、四番目および五番目にならべた、というだけで、他意はない。そしてこの分類は、家屋の授受と親の移動とを規準としたものであるが、各形態の特徴は、次のとおりである。

(一)長子相続型 結婚した長男が父の家屋を受け継ぎ、親は長男夫婦と同居した。したがって次男以下は、分家ということになる。通日本的な長子相続は、このタイプに属する。



(二)隠居分家型 結婚した長男が父の家屋を受け継ぐが、親は未婚の子どもを連れて、別の家に移動する。ところが次男が結婚すると、親はこの家を次男夫婦に渡して、未婚の子どもを連れて、さらに別の家に移動する。こうした家屋の授受を繰り返して、それが末子にまで達する。

(三)末子相続型 前者とは反対に、長男が結婚すると、これを分家させる。また次男が結婚すると、これも分家させて、こうして末子にまで達する。ここでは親と末子とは、終始本家を動いていない。隠居

分家型では、もっとも多く移動するのが親と末子とであり、この点が対照的である。

(四)混合型D 以上の三形態がいわば基本型であり、これに対して混合型Dは、隠居分家型の変形とみることができる。すなわち長男は、隠居分家型に分封したけれども、次男は末子相続型に分家したり、三男は隠居分家型に分封したりする。要するに長男に対してとった措置が、次男以下の場合に一貫しなかった例である。このあたりが混合型と呼んだゆえんである。

(四)混合型E 末子相続型の変形である。すなわち長男は末子相続式に分家したが、次男以下でこのスタイルが一貫しなかった場合である。

さて相続形態は、以上のように分類されるとしても、もうひとつ相続人の問題が残される。ここでの相続人は、老親の最終的な扶養者、いわゆるかかり子といった意味の存在であるが、これは大別すると、こうした意味の相続人がいる場合といない場合とに分けられる。一般的に考えると、混合型の二つは、分封形態の混在で、長男が相続人からはずされることは推定されても、だれが相続人になるかは判断を許さない。これに対して長子相続型では、親は長男夫婦と同居するので、相続人は、この長男になることが考えられる。また隠居分家型と末子相続型とは、分封のプロセスは対極をえがくとしても、最終的には末子夫婦との同居が実現するので、この末子が相続人となることが推定されてくる。ところが以上五形態に共通した事柄であるが、子どもの分封をすべて済ませてから、親たちが完全隠居をとげるといふことになる。ここでは老後の扶養が実現しない。つまり相続人はいないことになる。また両親が子どもの分封前に死亡すれば、相続予定者がいなかったわけではないが、扶養の必要がなかったということになる。それから末子までの分封が完了していないと、長子相続型を除いて、最終的な扶養者は、まだ決定していないという事態も考えられてくる。これらは、きわめて流動的である。なおこうした意味での相続人のいる場合は、これを統柄にしたがって、長子・仲兄・末子の三者に区別した⁽¹⁾。

表2 世代別セツト数

	当代	先代	計
総セツト	35	8	43
不能セツト	6	3	9
有効セツト	29	5	34

がって、四三のセツトに組み替えた。その世代別の内訳は、当代三五セツト、先代八セツトである。しかしこのうち九セツトは、調査不能に終わった(表2)。当事者の病氣・不在その他の理由によるものである。そしてこの不能セツトを除いた三四セツトが、以下における分析の対象となるわけである。

(1) 当地では「隠れキリシタン」とは言わないで、「元帳」または「離れ」と呼んでいる。本調査では、ただ「キリシタン」として、カトリックと区別するにとどめた。

そこで相統形態の分類となるけれども、結果は表3とおりでである。すなわちどの形態も現われるが、このうちでは末子相統型(三五%)が相対的なリートを保っている。これに次ぐのが長子相統型(二六%)で、隠居分家型(一七%)と混合型D(一七%)とは、一割台に落ちる。

そして混合型Eが一例(二%)だけ数えられる。なお隠居分家型と混合型Dとは、ともに長男への措置は同一なので、かりにこの両者を合わせると、末子相統型と同比率になってくる。そこで本表の結果からすると、次のことが考えられてくる。第一は、長子相統型が低率な点である。このタイプは、外見的にはいわゆる長子家督と同一である。もつとも長子家督は、「家」制度の廃止にもなつて、法文のうえからは姿を消した。にもかかわらずこんにちでも、相統件数のほとんどを蔽うとされている。とりわけ農漁村において、そうである。ところが対象部落に関するかぎり、これが四分の一を占めるにすぎない。つまり残りの四分の三は、隠居分家式または末子相統式に、長男さえもこれを核化したことになる。第二は、隠居分家の位置づけについてである。というのは、五島に関してはこれまで隠居分家が基本的な形態のように言われてきた(1)。けれども対象部落については、かならずしもそうみることはできない。変形である混合型Dと合わせて、やっと末子相統型と同率である。ただ時代的な前後についてながめると、隠居分家方式の先行が示唆されないでもない。こころみに、長男の分封時期を大きく戦前と戦後とに分けると、表4のよう

表3 相続形態分類

	相 続 人 あ り				相続人なし		分封 未了	計	隠 居 あ り
	長子	仲兄	末子	小 計	完全 隠居	親死亡			
長子相続	9	—	—	9(31.0)	—	—	—	9(26.4)	4(25.0)
隠居分家	—	1	5	6(20.3)	—	—	—	6(17.6)	2(12.5)
末子相続	—	4	5	9(31.0)	2	—	1	12(35.3)	8(50.0)
混合型D	1	2	1	4(13.8)	—	—	2	6(17.6)	2(12.5)
混合型E	—	—	1	1(3.9)	—	—	—	1(2.6)	—(—)
計	10 (34.5)	7 (24.1)	12 (41.4)	29(100) (100)	2	—	3	34(100)	16(100)

表4 分封形態の時代的前後

	戦 前	戦 後	計
長子相続	6(66.7)	3(33.3)	9(100)
隠居分家	5(83.3)	1(16.7)	6(100)
末子相続	4(33.3)	8(66.7)	22(100)
混合型D	2(33.3)	4(66.7)	6(100)
混合型E	1(100)	—(—)	1(100)
計	18(52.9)	16(47.1)	34(100)

になる(2)。少数事例の操作であり、それにわ
れわれのセットでは、時代がさかのぼるにして
も、明治中期にとどまっている。ただこうした
条件づきではあっても、隠居分家型の比重は戦
前に、末子相続型のそれは、戦後に傾いている。
もっとも隠居分家の変形であるD型については、
このことは言いえない。しかしそれにもかかわ
らず隠居分家型が変じて末子相続型になった、
という結論は、引き出すことができない。両型
とも戦前・戦前にわたって検出できるからであ
る。

(1) たとえば宮本常一「五島列島の産業と社会の歴史的展開」(同氏『著作集 中世
社会の残存』未来社、一九七二年、二二—二七頁)。
(2) われわれも同一の手法で、上五島の青砂ヶ浦について、こうした先行を指摘す
るとともに、これに若干のコメントを加えたこともあった(前掲『五島カトリッ
クの家族分封』一三—一四五頁)。

そこで表3に戻って、相続人の有無をながめてみたい。分封が未了であるた
め、この有無の最終的な確定のできないセットを三例数えるけれども、ほとん
どは老後の扶養者という意味での相続人のいることが判明する。すなわち二九

セットがそれであり、親が完全隠居をとげて、扶養者を欠くのは二セットにすぎない。なお分封開始前に、両親とも死亡したという例は、今回は検出できなかった。そこで相続人の続柄をみると、全件では長子三四%、仲兄二四%、末子四一%で、末子への比重がややかかってくる。しかしそれも、いちじるしい傾斜とみることはできない。もっとも長子相続型は、われわれの規定にしたがって、これはみな長男が相続人となるはずである。それでかりにこの型を除外してながめると、長子五%、仲兄三五%、末子六〇%ということになって、末子への傾斜がもっとはっきりしたものとなってくる。ところで隠居分家型と末子相続型とにあつては、前述のように、ことが順調に進めば、完全隠居の場合を除いて、末子が扶養者となるはずである。しかし全部がそうなっているのではない。仲兄にとどまったのが、隠居分家型で一例、末子相続型で四例出てくる。これらに注目すると、いずれも末子の他出である。すなわち隠居分家型の一例は、末子が運転手として、福江に転出した。末子相続型の四例は、その業種はさまざまであるが、福岡一、山口一、大阪二に転出している。ついでなので、混合型Dの事例についても触れておきたい。ただこの型は、理論的にも末子の扶養者たることが予定されているのではない。しかしこの型で、仲兄が跡とりとなった二例中の一例は、末子が養子に出しており、他の一例は、北九州市に転出している。またこの型では、長子が跡とりとなった一例がみられるが、これは長男だけが在村して、弟四人が他出してしまったためである(1)。

(1) 混合型Dについては、九節で改めてとりあげることにする。

このように相続人の続柄は、かなり分散してくるけれども、しかし扶養者としてのその存在は、ほぼこれを認めることができる。完全隠居はむしろ例外、といった印象のほうが強い。では親は老後、この相続人と同居し、そのまま生を終えるか、というところをいえることはできない。同表の右端に掲げたように、隠居の事例が全件のおよそ半ばに達しているからである。しかもこの隠居の例は、混合型Eを除いて、すべての相続形態に付着している。それにこの付着率についても、はっきりした甲乙はつけがたい。もっとも混合型Eは、もともと一例だけなので、この型に隠

表5 隠居と隠居分

	総事例	隠居あり	隠居分あり
長子相続	9(26.4)	4(25.0)	3(15.8)
隠居分相続	6(17.6)	2(12.5)	5(26.3)
末子相続	12(35.3)	8(50.0)	8(42.1)
混合型D	6(17.6)	2(12.5)	3(15.8)
混合型E	1(2.6)	—(—)	—(—)
計	34(100)	16(100)	19(100)

は、いちおう別居・別財・別カマドの隠居である。したがってこのあたり、長男に家督を譲って業隠居をきめこむ、そうした通日本的な同居隠居とは、おおいに趣を異にしている。しかし全体的には、扶養者を決めての隠居なので、隠居世帯の独立性、とりわけ経済的な独立性は、完全なものとするにはできない。半隠居、という言い方は、あいまいではあるけれども、多少でも扶養者に依存しているのが実情のようである。しかもこうした隠居の発現率が、半数程度にとどまっている。本稿の終わりで述べることになるが、こうした点は、同じ福江島にあり、かつ同じカトリック部落である楠原や水之浦とは、かなり性格を異にしているように思われる。

居慣行がない、ということとはできない。ただそれにしても、この付着率からすれば、全体として隠居に徹した姿とながめることには、ためらいが感じられる。そしてこの点は、隠居分の設定件数からも推察される(表5)。隠居分のことを、当地ではチャヂメン(茶地面)とかハヤヂメン(部屋地面)とか呼んでいるが、要するに隠居生活の資のことである。ところがこれが一九件において認められる。そして実際に隠居をおこなった件数と、隠居分を設定した件数とのあいだには、隠居分家型を除いて、ほぼ並行関係が看取される。具体的には、のちに事例をもってしめしたいと思うが、とにかく対象部落の場合、隠居慣行はたしかに存在する。またこの慣行にもなつて、隠居分の設定、したがって相続財産からこの分の控除もおこなわれる。ただしが非でも隠居に持ち込もうとする姿勢とは思われない。なるほど長子相続の場合でも、およそ半数のセットで隠居分が設定され、また実際に隠居がおこなわれている。当地の隠居

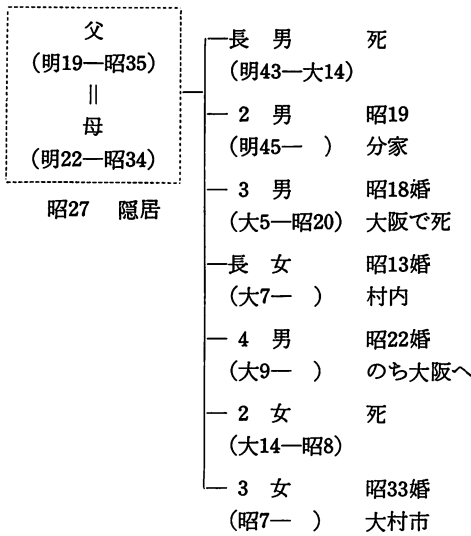
五 完全隠居の検討

それでこういうことになる、さきにも示唆したように、完全隠居の二例は、まさに例外的なものとなってくる。そこでまずこの二例について、具体的な検討を進めてみたい。

例1 A家（完全隠居）

当家は、一二年間に四男、三女を持ったが、このうち長男と次女とは結婚前に、また三男は、婚後二年目に大阪で死亡する。次男は父が二六歳のときの子であるが、この次男が昭和一五年に結婚する。そして同居二年のち応召、帰還してから分家ということになった。郵便局員で、家は自力で建てた。次いで昭和一八年、三男が結婚する。しか

例1 A家



し大阪で暮らしており、式だけは帰って挙げたが、すぐ大阪内に嫁している。こうして昭和二二年、末子が世帯を持つことになった。当時は木挽きだったが、これも親との同居二年後に、分家ということになった。新居は物資不足の折にもかかわらず、親が建ててやった。残っているのは、三女(末女)だけである。これは父四六歳のときの子どもである。ところがこの段階で、本家が古くなったので、これをつぶして、次男と四男とが隠居家を造ってやることになる。そして親と三女とは、この隠居家に移った。三女は昭和三三年、ここから大村市のカトリックの家に出嫁することになる。だから当

の隠居は、本家を出て隠居したのではない。居抜きもとといふの隠居と同じことである。さて親がこの隠居家に移ったのは、昭和二七年のことであった。父六六歳、母六三歳のときである。こうして母は昭和三四年、父は三五年、あい次いで隠居家で生涯を閉じた。当家人は、目ぼしい財産はなかった。しかしそれでも三人の男子には、だいたい見当で財産分けをおこなった。隠居分は控除せず、親の老後はみんなでみる、という約束であった。しかし隠居家が次男家の横にあり、また四男はその後、大阪に出たので、親の面倒は、大きく次男にかかってきたという。

そこで本例をながめてみると、完全隠居といっても、そう腰のすわったものではない。共同扶養という約束だったにしても隠居分はないし、見方によっては、次男が扶養者だったともとれる。両親とも隠居家で死亡したあたりが、完全隠居の体面を維持している程度である。ところで次例は、ややはっきりしてくる点も見受けられるけれども、しかし前例との類似点も認められる。

例2 B家(完全隠居)

当家は、子どもは男二人、女一人だけである。長女は、父が二八歳のときに生まれたが、長男の出生は、四〇歳のときとなる。ところでこの長男は、結婚(年次不詳)すると、すぐ分家ということになった。農家としての分家だったが、のちに転出した。そして四つ下の弟が、昭和三〇年に結婚する。同じく農家としての継承であったが、いまは石工に転じている。そして親は、次男夫婦と二年ほど同居するけれども、やがて隠居家に移った。隠居家は、次男が建ててやった。昭和三二年のことで、父はすでに七〇歳、母は六七歳であった。こうして隠居生活七年のうちに、父は他界し、母は四六年に永眠した。財産分けは、表6のとおりである。兄弟の前は、額面では均分であるが、ただ兄のほうが良いところを取ったという。なお若干の隠居分を控除した。親が隠居した当時、兄弟は話しあって、共同で親の面倒をみることにした。けれども長男が途中で転出したので、次男に負担のかかってきたことは否めない。しかし転出後も、長男からの送金が続いたし、なによりも父の葬式は長男が出し、母のそれは次男が出した。そこで隠居

例 2 B家

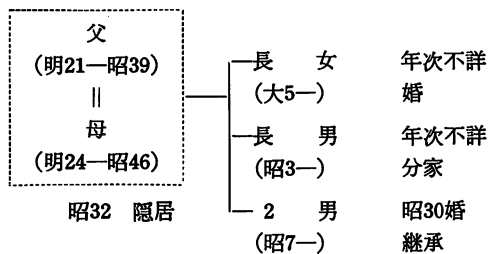


表 6 B家財産分家

		田	畑	山 林
長	男	1.5	2.0	0.1
2	男	1.5	2.0	0.1
隠	男 分	0.4	1.0	—
計		3.4	5.0	0.2

分も、両親の歿後、これを折半したという。いわゆる分牌式である。なお平蔵地区に分牌式のあることは、他の調査地でこれを耳にした。が、実際に検出されたのは、本例だけであった。

そこでこのB家の場合を検討してみると、共同扶養の約束で完全隠居となったという点は、A家の場合と同じである。

またこれは偶然の一致であろうが、共同扶養者の一方が転出したために、在村者に負担のかかってきた点も類似している。事実、B家では次男がいちおう跡とりというわけで、隠居家を建てたのも、この次男であった。だから親の生活費の半分は、長男が送ってきて、実際の面倒は次男がみることにな

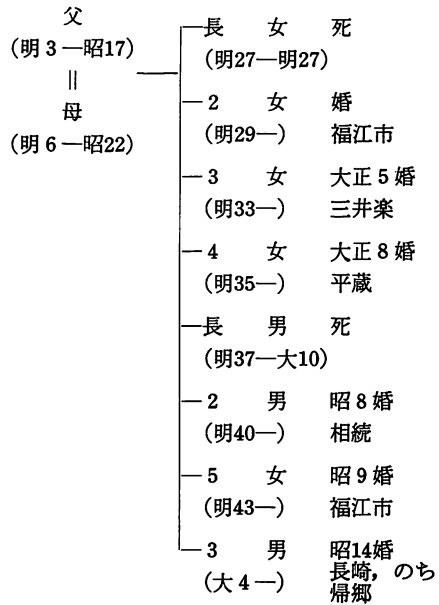
った。それからこのB家も、両親とも隠居家で死亡したということ、完全隠居の形はとっていても、隠居家の経営という点では、けっして完全ということとはできない。このあたりも、A家と似ているといえる。半隠居ぐらいにみるのが妥当であろう。

六 各相続形態の例示

このように以上の二例は、共同扶養が前提となっていたので、とりあえず完全隠居として分類した。しかし実態は、かなりこれからは遠い存在であった。またこの二例は、分封の形態からすれば、いずれも末子相続型に属するものであった。そこでこのさい、各相続形態について、それぞれ一例ずつを挙げて、具体的な家族動態の姿をさぐってみる

独身のときから長崎に出て、向こうで世帯を持った。戦後、帰郷して、次男家の隣に住んでいる。こうして両親は隠居することなく、父は七二歳、母は七四歳まで生きて、次男家でその生涯を閉じた。隠居することはなかったが、親は田一・五反と畑少々とを隠居分として控除していた。この分は、はじめ次男が取っていたが、あとで三男にも分与した。それで田一・八反ずつ、畑二反ずつの完全均分である。跡とりとしてのプラス・アルファは、牛一頭にすぎない。なお三男は大工で、しかも他出していたので、この分は次男が買い取った。ところで次例は、隠居分家型であるが、ここでも隠居は実現しなかった。

例3 C家

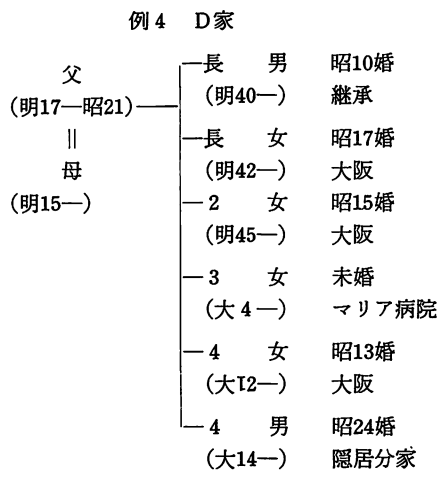


ことにしたい。

例3 C家(長子相続型)

父は家畜商を主とし、かたわら農業にたずさわっていたが、一九年間に三男・五女、都合八人の子どもを持った。このうち長男は、結婚前に死亡する。さて当家は、上が娘四人で、長男は親の婚後、一一年たつて生まれた。父三四歳のときである。しかしこれは死亡して、三つ下の次男にかかることになる。この次男は昭和八年、二七歳で結婚する。当時は船乗りだったが、いまは渡海船を経営している。結婚の時点では、女子は末女を除いて、みな始末がついている。そしてこの末女も、翌年には福江市へと出嫁した。三男は大工で、

例4 D家 (隠居分家型)



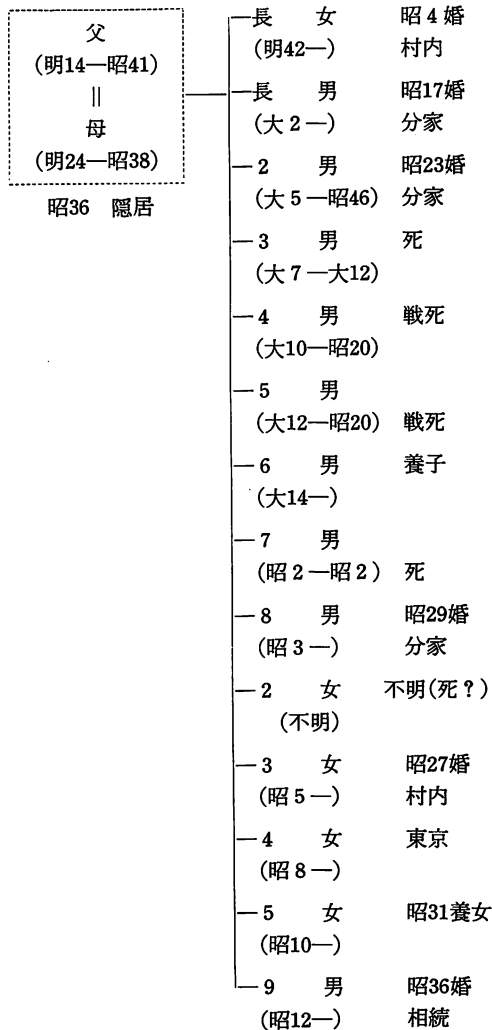
当家では、次男・三男の出生もみたが、幼死したため、戸籍簿からは検出できなかった。さて父は二三歳で長男を持つが、この長男が昭和一〇年、二八歳で結婚する。父子ともに農業であった。しかし親は、四、五年同居したあと、新居に移った。すなわち隠居分家である。娘が四人いるけれども、これらは全部他出させていたので、連れて出たのは四男(末子)だけである。ところで父は昭和二一年、六二歳で死亡する。四男は大工になったが、昭和二四年に結婚、母はそのまま同居して、現在に至っている。財産分けは、田四反、畑四反、それに若干の山林を四男と長男とで完全均分した。隠居分はない。この配分は、父が隠居分家したとき、つまり長男が核分裂をとげたときになされた。

本例は、家族構成としては、比較的簡単な部類に属する。しかし長男と四男とは、あいだの男子二人を欠いたために、一八歳も開いている。長男の結婚時、父は五一歳であった。だからこのまま長男との同居が続けば、普通みられる親子相続が実現する。しかしこの期間は短期に終わって、隠居分家に踏み切った。が、四男の結婚をみずに他界したことになる。長男をはずせば、かかり子が一八も下の四男になることは、父親も承知していたはずである。このあたりは、はなはだ理解しにくい点である。さて次は、末子相続型の分封である。

例5 E家 (末子相続型)

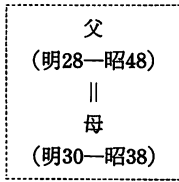
当家は、男子九人、女子四人の一三子を持った。母は一六歳で結婚、一八歳で長女を生み、四六歳で末子の誕生をみた。しかしこのうち三男・七男は幼死、四男・五男は戦死、六男は養子、五女は養女、次女の行方(死?)は不明

例5 E家



である。ただこの大世帯では、子どもの始末が急がれる。長男は結婚の前年、すでに新居を用意して、婚礼をすませ、すぐ分家した。次男の結婚は昭和二年のことになるが、これは同居一年後、やはり分家することになった。なお当家は、父・長男・次男とも船大工である。このあたりが手回しのよかった理由と思われる。三男は幼死、四男・五男は戦死で、次は六男である。かれははじめ長崎の神学校に学んだが、のち養子に出て、現在は郵便局長を勤めている。七男は幼死、次の八男は昭和二年、二六歳で結婚する、福江市役所に勤務しており、半年後には分家した。三一年末女の婚礼をすまずと、残ったのは、末男だけである。こうして親は、隠居の準備を開始する。そしてこの末男が昭和三六年に結婚すると、前年に造っておいた隠居家に移った。父はすでに八〇歳、母は七〇歳の高齢である。しかも隠居中、母のほうに三年前に他界したので、隠居家は寝泊りだけにつかっていたという。そこで前例とくらべ

例6 F家



—長	男	昭21婚 継承
(大9—)		
—2	男	昭22養出
(大11—)		
—3	男	昭25婚 他出 (名古屋)
(大14—)		
—4	男	昭30婚 隠居分家 のち分立
(昭4—)		
—長	女	幼死
—2	女	昭32婚 佐世保
(昭10—)		
—5	男	幼死

例6 F家(混合型D)

当家は、五男・二女を持つが、このうち長女と末男とは幼死する。長男は、父二五歳のときの子であるが、かれは二六歳で結婚する。しかし同居一年ののち、親たちは隠居分家をおこなった。なおこの段階にあって、次男は福岡に養子に出ており、三男は未婚だったが、名古屋に住んでいる。だから連れて出たのは、四男(末男)と次女(末女)だけである。父は半農半漁だったが、長男のちに福江市役所の労務職に転じている。ところで八年たって、四男が結婚した。これも親と一年ほど同居するが、今度は四男の

表7 E家置産分与

		田	畑	山村
長	男	1.0	1.0	0.5
2	男	1.0	1.0	0.5
6	男	—	—	—
8	男	1.0	1.0	0.5
9	男	1.0	1.0	0.5
計		4.0	4.0	4.0

る意味で、跡とりの繰りのべをながめると、D家ではこれが一八年であった。ところがこのE家では、それがなんと二四年ということになる。財産分けは、表7のように完全に均分である。ただ養子に出た六男には、配分がない。隠居分もない。もっとも親には、四男・五男の遺族年金があり、隠居家も小屋程度のものであったが、この年金でつくったという。

そこで本例をながめてみると、ここでは隠居分を欠く反面、遺族年金という経済的な支えがあった。完全隠居とみてもよい事例である。ただ共同扶養という前提のないこと、すなわち末子を跡とりとして、兄たちの分封を進めてきた点でかろうじて區別されるにすぎない。さて次例は、わずかの隠居分はあったが、やはり不完全な隠居にとどまった。

例7 G家

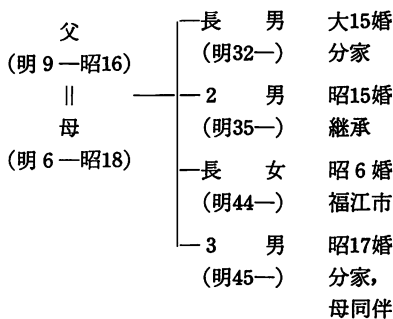


表8 G家財産分与

		田	畑	山 林
長	男	—	—	—
2	男	1.6	3.6	0.1
3	男	0.9	3.0	0.5
計		2.5	6.6	0.6

あいで決まった。さて母は昭和三八年、父は四八年に隠居家で果てたが、老後の世話は、四男がみたという。控除していた隠居分の〇・五反も、親の死後は、四男のものとなった。因みにこの四男は、現在、教会の宿老を勤めている。なお父が子どもの世話から解放されたのは、六三歳のときであった。

例7 G家(混合型E)

E型は、当家だけである。親は男三人、女一人の子どもを持った。長男は、父二三歳のときの子であるが、この長男が昭和元年、二九歳で結婚する。父は農業であったが、長男は大工である。それに出稼ぎに行くことが多く、父も跡とりとしては、この長男には期待していなかった。そこで自力で家を立て、のちに福江市に転居した。長女は昭和六年、福江市に出嫁した。ところで次男は、長男より三つ下であるが、かれの世帯持ちは、昭和十五年のことになる。すでに三九歳になっていた。ところが同居中に、父親が死亡する。六五歳であった。そして翌年(昭和一七年)三男

ほうが新居に移った。このあたりが混合型Dとされるゆえんである。新居は、親と本人とが協力して建てた。四男は当時、石工だったが、のちに市の清掃課に移った。そして翌年、末女が佐世保に出嫁、こうして老人だけの世帯となった。さて財産分与であるが、半農半漁とはいっても、漁業のほうが主で、しかも当家は平蔵から移住してきた。不動産らしいものは、ほとんどない。畑を長男に二反、四男に一・五反、山林を〇・五反ずつ兩人に分けた。次男と三男には、分与がない。以上の方針は、長男が結婚したとき、家族の話し

(末子)が結婚するが、これは数か月のうち、村内に自力で家を建てて分家した。このとき母親を連れて出たが、しかし同居一年ののち、母親は死亡してしまふ。葬式は、次男家から出したという。財産分けは、表8のとおりである。次男が幾分有利のようであるが、しかし大差とみることはできない。なお農業と土地とから離れた長男には、なんの分与もない、隠居分の設定も、当家にはない。

七 とくに長子相続型について

そこでこうみてくると、対象部落の相続・分家等の慣行は、まことに多彩である。というよりも、はなはだもって捉えにくい。少なくとも、ひとつのパターンに構造化されているようにはみえない。にしてもまったくルーズな慣行にとどまっているであろうか。以下、若干の分析を加えてみたい。ここではじめに、長子相続の場合に注目することにした。というのは表3に掲げたように、対象部落における長子相続の発現率は、二六%にとどまった。つまり四分の一度度であって、あとの四分の三は、長男夫婦でさえこれを核化しようとしている。とすれば当地の長子相続は、計数的に偏倚例であるとも、核化という全体の傾向からすれば、これがコントロール・グループをなすようにも考えられる。

そこでさきに長子相続型のものとして挙げたC家についてながめてみると、当家の家族周期には、やや変調らしいものが見受けられる。なるほど父が初子を持ったのは、二四歳のときであり、以来、一九年間に八子が生まれた。変調どころか、至極順調のように見える。けれどもすでに述べたように、うえ四人が娘で、そのあと長男が生まれた。しかもこの長男が、一七歳で死亡してしまふ。親は結局、婚後一四年目に出来た次男にかかることになった。それだけではない。末男は、次男の出生後、八年目に生まれた。この年齢差からすれば、末男にかかることには抵抗が感じられる。事実、長男を核化しようとしても、次男との年齢差が開いていると、父の年齢も考慮にいれて、これがためらわ

キリシタン故地の家族慣行 (内藤)

例8 H家

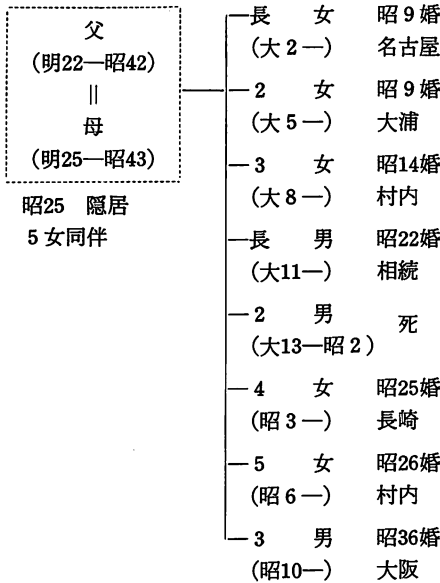


表9 長男・次男の年齢差

			年齢差
長男	子居	相分	7.0
隠末	居子	分相	4.8
混	合	相型	3.2
(混)	(合)	(型)	4.7
			(3.0)

入する余地は、まったくない。また後天的に次男が死亡するようなことになると、長男・次男の年齢差は、長男・三男のそれに置き換えられる。次はその例である。

れる。そこで長男・次男の年齢差だけを取りだして、その平均値を出すと(E型は一例だけなので参考にとどめる)、長子相続型は、あきらかに異例をなしている(表9)。のちにしめすように、この長子相続型では、平均して一六・五年のあいだに五・一人の子どもが生まれている。ほぼ三年に一人の割合である。だから長男・次男の年齢差といっても、あいだに女子をはさむ例が含まれるのは、当然である。つまり男女の出生順も加えての年齢差ということになる。ところでこうした年齢差の問題になると、これには当事者の意思の介

例8 H家(長子相続型)

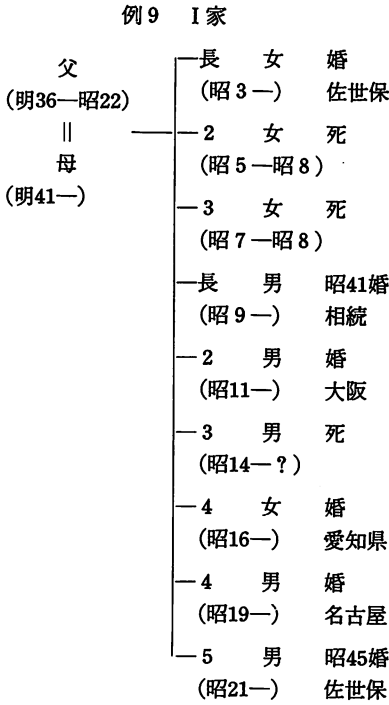
すなわち三男・五女を持つが、前例のC家と似て、うえの三人が娘である。こうして長男は、父三三歳のときに生まれた。その下が次男となるけれども、これは三歳で死亡してしまう。そして末男の生まれたのが、昭和一〇年、父四六歳のときであった。次男が死亡したので、あいだに四女と五女をはさんで、長男と実質次男との年齢差は、一三年となつてしまった。なお当家では、長子相続でありながら、子どもの始末がほとんどついたところで、親は隠居に踏みきつた。すなわち四女が昭和二五年、長崎に出嫁した。この段階で、末女をともなつて、

隠居家へと移った。末男は、すでに大阪で働いている。五女はこの隠居家から、村内に片ついた。しかし家計は、大工である長男家と一緒にあった。

ところで長男・次男の年齢差は、問題ないけれども、父が早く世を去った。となると残った母親としては、年長の男子を跡とりとせざるをえない。次例がそれである。

例9 I家(長子相続型)

すなわち五男・四女を持つが、ここでも娘三人が続いて生まれた。それで長男の出生は、父三二歳のときとなる。次男は、それから二年して生まれた。ところが父は、昭和二年に死亡してしまう。四四歳であった。当時、長男は一三歳、末男は一歳にすぎない。次女と三女は幼死し、三男も死亡しているが、まだ子ども六人が残っている。これでは長男の成長を待つほかはない。母は農業や漁業の手伝いをして、一家を支えてきた。やがて長男は、雇われ漁夫となって、昭和四一年、妻をむかえて名実ともに跡とりとなった。母五八歳のときである。次男は、漁夫をやめて、大阪に他出、四男は名古屋で働き、末男は佐世保で運転手をしている。



八 家族周期の提示(内的要因)

そこでこのさい、簡単な家族周期表をつくって、少しく検討してみたい。表10がそれである。本表

表10 家族周期表

	親婚	初子生	長男生	跡取生	末男生	末子生	長男婚	跡取婚	末男婚	父死	母死
長子相統 隠居分家 末子相統 混合型D 混合型E (参考)	25.2	27.1	31.2	31.2	41.1	43.5	56.2	56.2	66.0	60.1	71.0
	24.1	24.5	26.1	39.3	40.6	41.0	53.3	61.7	72.5	68.3	69.0
	25.5	28.0	32.0	41.4	43.8	45.7	57.0	64.0	69.7	69.0	70.7
	24.8	25.5	26.1	39.0	40.1	42.3	53.0	62.0	64.5	72.5	73.1
	—	23.0	23.0	29.0	33.0	33.0	50.0	66.0	66.0	65.0	70.0

は、母の死亡年齢を除いて、他は父の年齢を基準としている。なお混合型Eは、一例だけなので、あくまで参考にとどめて、説明は省きたいと思う。ところで通覧したところ、この家族周期には相統形態別にきわだった差異があるようにはみえない。もちろん前節でしめたように、長男・次男の年齢差といった点まで検出すれば、別の発見のあることも予想される。けれども本表のように、婚姻・出生・死亡といった大きな折目に注目するかぎり、ここではむしろ類似点のほうが目立ってくる。ただあえて言えば、長子相統型と末子相統型、隠居分家型と混合型D、このペアーにやや接近が認められる。少なくとも親の結婚から子どもの出生までの周期では、このペアー別に似たような数字の配列がみられる。しかしこの漠然たる接近も、子どもの結婚、親の死亡といった周期の後半になると、これが大きく崩れてくる。なるほど混合型Dは、隠居分家型の変型なので、この両者の接近は、その推理も可能である。けれども長子相統と末子相統とは、分封のプロセスがまさに対極をえがいている。この接近は、どうみても不可解である。それはともかく、いちおう周期の跡を追ってみよう。

はじめに親の婚姻年齢である（以下、E型の説明は省略）。これは四型とも二四歳から二五歳のあいだに納まって、まず同じとみてよい。ただ初子の出生は、隠居分家型とD型とでは、これがすぐ開始されるが、長子相統と末子相統型とでは、やや遅れてくる。そしてこれが長男の出生に響いてきて、あとの二型ではそれが三〇歳を超えてくる。しかし末子相統型では、末男の出生が他の三型にくらべては延長

表11 男子の年齢差

	初子— 末子	長男— 末男	長男— 跡とり	跡とり— 末男
長子相統	16.7	9.9	0	9.9
隠居分家	16.5	14.5	13.2	1.3
末子相統	17.7	11.8	9.4	2.4
混合型D	16.8	14.0	12.9	2.1
混合型E (参考)	10.0	10.0	6.0	4.0

されたので、この遅れを取り戻した感がある。なお男女にかかわらず末子の出生は、末子相統型がもっとも遅く、長子相統型がこれに次ぎ、以下、混合型D、隠居分家型の順となる。けれどもこれらは、取りたてて言うほどの差ではない。ところが後天的な、いわゆる跡とりの出生となると、事態は大きく変化する。というよりも、長子相統型の逸脱がはげしい。すなわちこの型では、父三二歳のときに生まれた長男が、そのまま跡とりとなった。通日本的には、これが常態でありかつ規範的でもあったが、対象部落ではその反対である。この長男を跡とりからはずして、いわゆる非長子をもってこれに代えようとする。そこでこれらを計数的にながめてみることにしたい(表11)。

まず初子と末子との年齢差、

これは見かたを変えれば、母の妊孕期間ということになってくる。ところがこの点では、四型とも歩調がそろっている。末子相統型だけが一七年となってくるが、他はどれも一六年に収められる。鈴木栄太郎氏の推計によると、昭和五年当時、日本の妻は二三歳で初子を持ち、三五歳で末子を生んだ。すると妊孕期間は、一二年ということになり、われわれの対象部落は、それよりも長いことになる。いわんやいまの若妻のようになり、二六歳で生みはじめ、三〇歳で生みおえるのとは、いちじるしい違いである。それはともかく、さて跡とり候補である長男と末男との年齢差となると、その歩調はかならずしもそろわない。最長は、隠居分家型の一四・五年で、混合型Dの一四・〇年がこれに次いでいる。妊孕期間のもっとも長かった末子相統型は、一二年弱であり、長子相統型は、さらに一〇年弱となってくる。さきの表9には、長男と次男との年齢差を掲げておいたが、さてこの表と本表とを対照してみると、長子相統型だけにやや不協和音が感じられる。すなわちこの型の場合、長男と次男との間隔が最長であったのに対して、長男と末男とのそれは最短というコントラストがしめされる。

表12 出生子の数

		兄弟	兄弟のみ
		姉	妹
長子相統型 子居子合混 隠末混(参考)	統家統D	5.1	2.4
	相分相型E	5.7	3.0
	相分相型E	7.0	3.7
	相分相型E	6.7	4.7
	相分相型E	4.0	2.0

にとどまっている。これは別の言いかにをすれば、他の三形態では、三人以上の兄弟の中から跡とりが選ばれた。ところが長子相統型では、この候補が二・四人に絞られ、結果としては長男の跡とりということになった。さらに言えば、この兄弟数からして、長男・次男といっても、この次男は、末男に近いものとなっている。そしてこの年齢差が開きすぎていたので、跡とりが長男にとどまらざるをえなかった。他にもいろいろな事情があらうけれども、周期的には、以上のような説明も、あながち不可能ではないであらう。

では他の三形態も、周期的に説明されるであらうか。これはのちの問題として、表11によって、さらに年齢差の点を追ってみた。すなわち長男と跡とりとの年齢差、跡とりと末男との年齢差、この二点である。長子相統型では父三一歳のときの長男がそのまま跡とりとなった。ところが他の三形態では、この長男がはずされて、非長子の跡とりが実現した。ではこの繰りのべは、計数的にはどのくらいになったか。これは隠居分家型では一三・二年、末子相統型では九・四年、混合型Dでは一二・九年となってくる。平均して一〇年ほどはくだらないことが推定される。規範としての長子家督では、できないわざといえる。むろん長子家督の場合でも、古くは久離勘当、明治以降でも廃嫡等の手

(1) 鈴木栄太郎「日本人家族の世代的発展に於ける周期的律動性に就いて」『家族と村落』第二輯、一―五〇頁。

表13 子どもの結婚後、父の生存期間

	長男	跡とり	末男
長子相統	3.7	3.7	△5.9
隠居分家	15.0	6.6	△4.2
末子相統	12.0	5.5	△0.7
混合相統D	19.5	10.5	8.0
混合相統E	15.0	1.0	1.0

表14 父死亡時の子の年齢

	長男	跡とり	末男
長子相統	28.9	28.9	19.0
隠居分家	42.2	29.0	27.7
末子相統	37.0	27.6	25.3
混合相統D	46.4	33.5	32.4
混合相統E	42.0	36.0	32.0

続きによって、長子はずすことはできなかった。けれどもこれは、不具・廢疾とか不行跡とか、いうなれば異常事態のときだけに可能であった。なんの抵抗もなく繰りのべられる慣行とは、大きく區別されなくてはならない。さらに興味あるのは、跡とりと末男との年齢差であろう。長子相統型では、長男が跡とりとなったので、跡とりと末男との年齢差は、長男と末男とのそれに一致してくる。しかし他の三形態では、最長の末子相統型でも、これが二・四年にすぎない。この数値の意味するところは、きわめて明瞭であろう。跡とりに末子の選ばれる比率の高かったことは、表3でしめしたとおりである。しかし跡とりと末男との年齢差からすれば、たとえ仲兄が跡とりになっても、この仲兄は末男に近い統柄のものであることが示唆される。末子(男)のことを、当地ではオトongoとかスエッポとか言うけれども、要するに跡とりは、末男への傾斜がはげしい。以上は、その数字的な現われとしてよいであろう。

そこで周期後半の検討ということになってくる。そしてここでも長子相統型のやや異例という点が検出される。す

なわち他の三形態では、父は七〇近くまたは七〇をすぎで永眠した。ところが長子相統型では、六〇歳で死亡している。六〇歳といえは、けっして若死の部類ではない。にしても他の三形態とは、一〇歳ほどの差が出てくる。ところでこのことは、家族周期のうえにも結果をもたらして来る。まず表13は、子ども(男子)が結婚してから父がどのくらい生きたか、をしめしている。すなわち長子相統型にあっては、父が相対的に早く他界したので、長男に嫁をむかえて、親はこの長男夫婦と同居(完全隠居の例を除く)したにもかかわらず、親子二夫婦そろっ

た直系家族の期間は、三年で終わっている。これに対して隠居分家型では一五年、末子相続型では一二年、混合型Dでは一九年、父は長男の結婚後も生きながらえた。けれどもこれらの長男は、跡とりとはならず、末子または末子に近い弟がこれに代わった。したがって跡とり結婚後の父の生存期間となると、混合型Dの一〇・五年は、やや例外であるが、隠居分家型は六・六年、末子相続型は五・五年のように、長子相続型に近いものとなった。ところが末男の結婚となると、D型を除いて、父親はその晴姿を見ることができない。思えば父親は、この末男を四〇すぎになって持った。そしておおむね六〇代で死亡すれば、こうした結果になっても、べつに不思議はないであろう。

そこで表14は、前表を別に切ってみたにすぎない。すなわち父の死亡時、子どもたちが何歳になっていたか、である。長子相続型では、跡とりでもあった長男は、このとき、二八歳に達していた。例9としてしめたI家のように、父があまりに早世すればべつであるが、この型にあっても、平均すれば長男すなわち跡とりは、すでに適齢に達していた。これに対して隠居分家型では、当時、長男は四二歳、末子相続型では三七歳、混合型Dでは四六歳になっていた。しかしこれらは、跡とりからはずして、それぞれ二九歳、二七歳、三三歳の弟を相続人にした。もともと父の死亡年齢というのは、予定の事実ではない。したがってこれはあくまで偶然の一致とすべきであろうが、世代の継承は三〇歳前後という、まさに恰好な年齢でおこなわれたことになる。そこで長子相続型を除いて、他の三形態では、統柄にこだわらない跡とりの修正がなされた。にもかかわらずこの修正は、結果としては過修正ではなかった。そう言うてよいであろう。終わりに末男の年齢であるが、ここでは長子相続の一九歳が、ややかけ離れて低い。一九歳といえは、独立は可能であろうが、まだ成年には達していない。これに対して、隠居分家型は二七歳、末子相続型は二五歳、混合型Dは二三歳となっている。なお表10にもとづくかぎり、最後のD型を除いて、この末男は、平均すれば未婚の状態にあることになる。しかし親としては、まず末男まで始末をつけたことが考えられる。やはり長子相続型のやや変調が指摘されることになるであろう。

九 他出傾向の検討（外的要因）

前節では、いちおう家族周期の展開をたどって見た。ただ事例数の関係で、以上の数値に絶対的な意味を与えることは、控えなければならぬ。それから前節の周期の説明に当たっては、いきおい長子相続型に重点を置くことになった。それはすでに述べたように、この形態がコントロール・グループをなすと考えられたからである。けれども通覧したかぎり、この相続型も、周期の進行としては、それほど異例をなすものではない。にもかかわらず二、三の点で変調らしいものが検出されたことも、事実としなくてはならない、ということとは、見方を変えれば、この型だけが別の相続慣行をなすのではない。他の形態の同種の慣行にすぎない。ただたまたま阻害要件のために、長男の跡とりということになった。それだけのことのように思われる。少なくとも法制化され、規範化された長子家督とは、区別されなくてはならない。しかし長子相続型を含めて、対象部落の場合、全体的にみて、家族周期にそう切札的なものを期待することはできそうもない。前節でも触れた点であるが、隠居分家型と末子相続型とは、核化という目的は共通している。分封のプロセスとしては対極をえがいている。にもかかわらず周期の展開としては、むしろ類似点のほうが多かった。また混合型Dは、スタートは隠居分家型と同じであるが、これが途中で路線の変更となった。変更とは結局、末子相続型の混入である。しかし周期的には、それほど両者の中間という性格を認めることができない。さきにも触れたように、もっと微細な点まで検出すれば、あるいは形態別の差異が出ることも考えられるが、ただわれわれの表にもとづくかぎり、この出現は期待できそうもない。ということになると、われわれは、形態別の差異が由って出るところを、別に求めなければならぬ。

そこではじめに混合型Dの場合をながめてみたい。というのは、このように混合すること自体が異様に思えるからである。さて表15は、全部の男子について、その分封のスタイルを表示したものである。なおBとは隠居分家式の分

表15 混合型Dにおける分封

	長男	2 男	3 男	4 男	5 男	6 男	7 男
F	B	養子	他出	C			
J	B	他出	他出	他出	他出		
K	B	他出	神父	B	C		
L	B	養子	養子	B	他出	C	
M (未完)	B	C	他出	死	他出	死	死
N (未完)	B	他出	養子	B	他出	他出	

外流出は、父の家の授受というわれわれの規準からすれば、これをCに分類せざるをえない。けれどもこれを村内に分家したのと同じにみることは、かなり問題があるとしなくてはならない。本表では、こうした意味で、Cと他出とをあえて区別したわけである。まず他出世帯の場合、嫁ぎ出し分家のことばのように、財産の分与を受けないかまたは少額の分与にとどまる者の多いことが推察される。また親の扶養関係にしても、これらはまず別枠となってくる。それでこうした存在の介入が、実は分封形態の一貫性を乱すことになった。このように考えられる。なお表4による

封、Cとは末子相続式のそれを指している。前者は、当人が親の家を貰って、親たちが出た場合、後者は当人が出て、親たちが残った場合である。また枠でかこつたのは、いわゆる跡とりとなった男子を表わしている。ただM家とN家では、分封が末子にまで及んでいないので、跡とりの予定者をしめすにとどまっている。それからB型の規定にしたがって、本表の長男は、すべてBということになる。このうちF家は、例6としてすでに掲げたセットであるが、当家では次男は養子に出、三男は他出、四男は分家した。そして親は、居抜きのまま隠居の身となり、母はこの隠居家で果て、父は四男の扶養を受けながら、同じく隠居家でその生涯を閉じた。そこでそれぞれのセットについての説明は省略するけれども、通覧したところ、混合型となった原因は、およそ推察することができる。次男以下の他出傾向の強いことがそれである。すなわち次男以下二七名について、その行方をたずねてみると、養子四、他出一二、村内分封（BおよびC）七、神父一、死亡三ということになる。神父になったのを他出に加え、逆に死亡を除外すると、他出五四％、養子一七％、村内分封二九％といった比率である。他出すなわち域

と、事例は少数にとどまったが、この分封型の時代的分布は、戦前二に対して、戦後四の割合であった。もともと対象部落は、クロード・システムの体制にはなかった。しかし戦後における社会流動の拡幅が、こうした乱れをさらに助長することになった。こうみるのは、不当であろうか。

ところで同様の事態は、条件づきではあるけれども、長子相続型にも一部、妥当するように思われる。表4によると、この型の時代的分布は、戦前の六に対して、戦後は三であった。混合型Dとちようど反対である。戦前は、長子家督が法制化されていた。そこで当地におけるこの型の時代的分布は、その投影のようにも考えられる。しかしそう割り切ることはできない。当地の長子相続が、長子家督でないことは、すでに推定したとおりであるが、またあとで述べる財産分与の様態からしても、このことが裏づけられる。それだけではない。次男の他出というD型と似たような事態が、さらにこの時代的分布に関係しているように思われる。というのは、この型における次男の行方をたねてみると、戦前は村に残って百姓になったのが一、病気で働けなかったのが一、他の四例は他出である。またこの他出例四のうち、帰郷したのが一、帰郷した後、養子として再他出した一を含むけれども、他の二例は、ついに村には戻らなかった。それから戦後の次男は、三例とも他出、その他出先は大阪二、長崎一となつて、就職先の職業からしても、まず帰郷の可能性はない。もっともこの型の場合には、長男の跡とりが決まったので、弟が他出した、という因果関係も考えられないわけではない。ことの前後は、決めかねるけれども、しかし弟の他出が長男の跡とりに響いてきた、という逆の因果関係もありえたように思われる。

では残った隠居分家型と末子相続型も、同様な手法で説明できるであろうか。同じく表4によつて、われわれは隠居分家型が戦前に、末子相続型が戦後へと傾斜する事実を指摘することができた。さきにも触れたところであるが、五島列島と隠居分家との結びつきについては、すでに諸氏の示唆するところである。われわれもまた、とほしい資料ながら、青砂ヶ浦についてこの隠居分家型の先行を確かめるとともに、藩政期の法規を手がかりとして、その根

表16 長男分封時の父子の職業

		村 内			村外	計
		農	漁	その他	他出	
隠居 分家	父	3	2	1	—	6
	長男	3	1	1	1	6
末子 相続	父	5	4	3	—	12
	長男	2	4	2	4	12

だけである。なおその他というのは、ここでは家畜商で、農を副業としている。これに対して末子相続型では、漁家には安定性がみられるが、農家の長男三人が他出に転じている。またその他は、家畜商と船大工とで、その長男の一人が他出している。ところでこれらの事実から、隠居分家が農家的分封、末子相続が漁家的分封と結論するには、まだ資料が十分ではない。ただこの型の長男は、みな分家の身分であるし。そしてこの型の分布は、戦後に傾斜している。この二点からすれば、かれらの分家先が、外部経済のインパクトによって、村内から村外へと押し込まれた。そうみることもできるであろう。むしろ村外分家というのは、D型のところでも述べたように、「分家」というには程遠い。それから漁家に安定性がみられると言ったが、これも実は正確ではない。すなわち漁家としては世襲であっても、漁業の内容は、かつての手繰りや一本づりからアグリ網の漁夫へと、大きく転身しているからである。つまり自営の地

拠を推定したこともあった⁽²⁾。といって、青砂ヶ浦にあって、また今回の対象部落にあって、隠居分家に代わって末子相続が出現した、とするような鋭角的な交替は、とうてい支持することができない。両者とも分封の仕方として以前から存在していた。ただ広い意味での近代化が、末子相続型を前面に押し出すことになった。そのように理解すべきであろう。ところでこのことは、多少でも表16によって推測されるであろう。この両型のちがいは、つきつめれば長男をどう措置したか、ということになってくる。一貫型なので、この分封形式が次男以下にも及ぼされるからである。ということになると、分析の焦点は、長男分封当時の父と長男との属性に当てられる。さて本表は、その当時における両者の職業を掲げている。事例数からして信憑性に欠けるうらみを残すけれども、まず隠居分家型の場合、父子の職業に一貫性のある点がほぼ読みとれるであろう。すなわち漁家の長男一が他出した

先漁業から、雇用者としての遠洋漁業への変化である。アグリすなわち以西底曳網の経営者は、地元にはいない。それでこれらの雇われ漁夫のうちには、船団の拠点である奈良屋（上五島）や長崎・下関などに居を移す者もふえてきた。それから村に生活の本拠を置いている漁夫にしても、かれらの帰村は、満月の日はさむ五日か一週間にすぎない。また農家の季節的な出稼ぎも、ご他聞にもれずほとんどの農家を蔽っている。いずれも外部経済のインパクトとみてよいであろう。

(1) たとえば久保清・橋浦泰雄『五島民俗図誌』昭和九年、瀬川清子「五島雜記」(『旅と伝説』九卷一―号、昭和一一年)、竹田旦『民俗慣行としての隠居の研究』昭和三九年、等。

(2) 小著『五島カトリックの家族分封』昭和四五年。

一〇 財産の分与

ところでわれわれには、もうひとつの問題点が残っている。財産の分与がそれである。もっともこれについては、事例を提示したさい、若干は触れるところがあった。そしてこれらによっておおよそのところは推察されるであろうが、なおこのさい、全体の展望をしめしておくことにしたい。表17がそれである。ただここでは財産を農地を中心とした土地関係にしぼるとともに、一〇%程度の高低は、これを均分とみなした。農地を中心とした点で、これは漁家や非農家には不適當のようにも思えるが、そうではない。農村に住むかぎり、若干の農地は付着するほうがむしろ普通である。また畑作村なので、こうした農地は、必要に応じて、宅地への転用可能性をはらんでいる。また一〇%程度の高低といったことには、べつに根拠はない。ただ聴取の過程で、分与にさいしては地味や利便の点も考慮した、ということをしぼしぼ耳にした。それにこの程度の落差は、無視してもよいと考えたからにすぎない。さて本表によれば、予想されたように、均分が圧倒的な多数を占める。すなわち七〇%がこれに当たり、不均分は一―%、一括

表17 財産の分与

	一括	均分	不均分	未定	無財産	計
長子相続家統	—	6(66.7)	2(22.2)	1(11.1)	—	9(100)
隠居相分家統	—	5(83.3)	—	—	1(16.7)	6(100)
末子相分家統	1(8.3)	8(66.7)	2(16.6)	1(8.3)	—	12(100)
混合型D	1(16.7)	4(66.7)	—	1(16.7)	—	6(100)
混合型E	—	1(100.0)	—	—	—	1(100)
計	2(5.9)	24(70.6)	4(11.8)	3(8.8)	1(2.9)	34(100)

それぞれ一つずつ見出される。

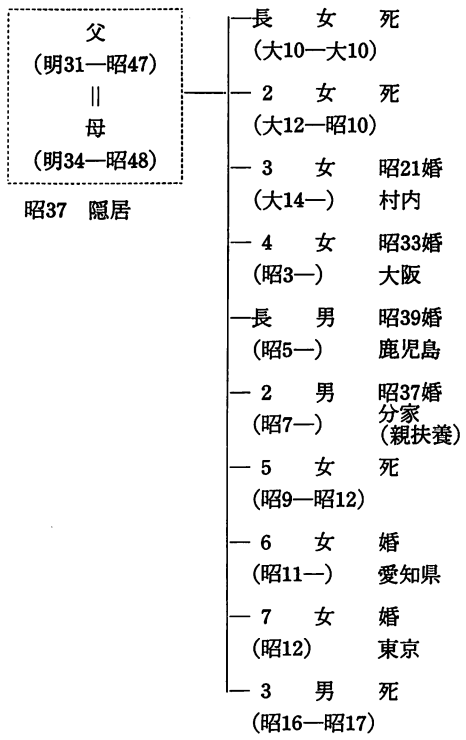
例10 O家（末子相続型）

当家は、三男、七女を持ったが、このうち娘三人と末男とは死亡する。娘四人が続いて。長男の出生となるが、この

相続は六%弱にとどまっている。そこでかりに財産分けの済んでいない「未定」の三例と、無財産の一例とを除外すれば、均分が八〇%の高率を占めることになる。なお相続形態別にながめると、多少の高低はあるにしても、均分の絶対的リードという姿は動かない、とくに注目されるのは、長子相続型の場合であろう。ここでは不均分二、未定一を出したが、他の六例はみな均分である。ということ、まえにも触れておいたが、対象部落の長子相続は、けっして通日本的な長子家督ではない。長子家督における財産相続は、長男の単独・一括か、少なくとも父死亡時の財産は、長男が単独・一括して継承するのがたてまえとされてきた。ところが当地では、長男に跡を継がせながらも、諸子均分の線が貫かれている。前節や前々節で述べたように、この相続形態では、家族周期の変調や次三男の他出を含め、諸般の事情から、長男の跡とりということになった。けっして法制化の結果、長子家督という異質の慣行が導入されたのではない。相続の質としては隠居分家以下の諸形態と同じである。そのようにみてよいであろう。

ただ一括相続というのは、たとえ長子相続の場合に実現しなかったにしても、対象部落の平準的な慣行からすれば、これは異例をなしている。それで具体的な事例に則して、これを検討してみよう。なおこの例は、末子相続型・混合型Dに

例10 O家



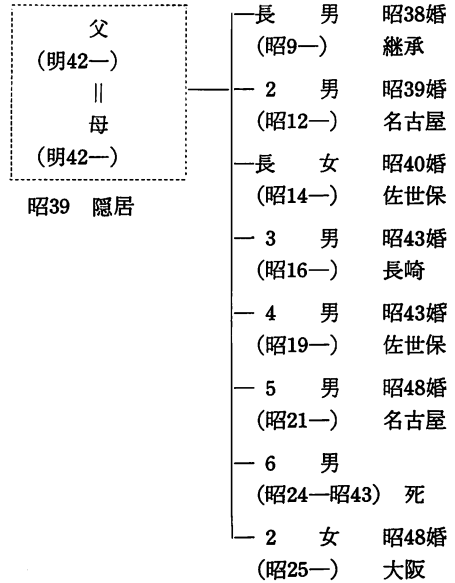
稼ぎとて暮らしを立ててきたが、耕地は、田二反と畑三反だけである。そしてこれは、親の死後、全部、次男が相続することになった。関係者の言うところによると、親は長男にも分けてやりたかった。けれども帰ってこないのです、全部、次男にやり、その代わり老後をみてもらうことにした、という。つまり兄の他出のため、在村の弟が一括相続することになった。ところが次例は、反対に弟たちがみな他出したので、D型としては異例であるけれども、親の老後は、長男がみることにした。財産もすでに、この長男の一括相続が決まっている。なお本例は、表15でJ家として挙げておいたが、ややくわしくみると、次のとおりである。

例11 J家(混合型D)

当家は、六男、二女を持ったが、このうち末男は死亡する。さて残った七人は、昭和三八年から四八年にかけて、

長男は学卒後、しばらくアグリの漁師をしてから、鹿兒島に出で、向こうで世帯を保持した。現在は、学校の用務員をしている。次男は、長男のあと二年して生まれたが、やはりアグリの漁師である。そして昭和三七年に結婚する。ところがすでに新居を用意して、結婚とともにこの新居に移った。子どもの始末は、みなついているので、親は居抜きのまままで隠居に入った。ただ次男の住居がすぐ隣なので、晩年は大きくこの次男に頼ることになった。父は農業と出

例11 J家



いたので、耕地は田が三反、畑が六反、それに山林が少々、といったところである。まだ隠居統行中なので、実際に分手はおこなっていないが、財産は一括して、長男に譲ることに決まっている。これは親が隠居分家をするさい、親と兄弟との話しあい決定した。そしてこれに応ずるかのよう、長男は本家をたたんで、隠居家の近くに移ってきた。本家が古くなったためだという。ところで話しあいは、そうなっている、親のハラはまだ決まったのではない。いずれ弟たちにも、金で始末をつけなくてはならない、とのことである。

それでO家もJ家も、一人だけが残り、他が他出したために、一括相続となり、あるいは一括相続になりそうな気が感じられる。けれどもどうやら親の気持としては、一括というのが本旨ではないらしい。

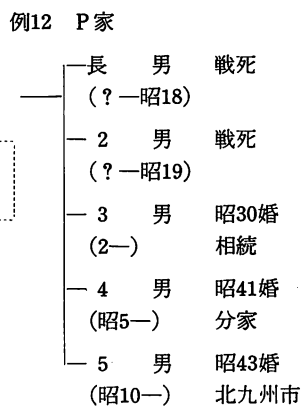
さらに不均分の例について、検討してみたい。該当例は、長子相続型に二、末子相続型に二の四例で、これも均分

次々と結婚するが、学卒後、村にいたのは長男と長女だけである。長男は結婚当時は、機帆船の船員だったが、いまは福江市役所に勤務している。次男は名古屋の日本ヒューム管に勤め、三男は長崎に出て、板前となった。四男は、叔父の経営する佐世保の中華料理店で働き、五男は名古屋の住友金属に勤めている。結婚も、それぞれ勤務地で式を挙げた。さて親は、長男夫婦との同居一年後に、隠居分家をおこなった。連れて出たのは、祖母と長女だけで、末女は大阪に出ている。長女もその翌年には、佐世保の信者の家に出嫁した。祖母は、昭和四七年まで生きた。父は郵便局に勤め、かたわら農業をやった

という平準の様態からはやや逸脱しているからである。なお末子相続型の一例は、完全隠居なので、まずこれをながめてみたい。しかしこれは、はじめに例1 A家として挙げた家である。当家では、兄弟三人のうち、次男(長男死亡)は村に残ったが、三男は大阪で暮らし、四男は婚後しばらくは在村していたが、やがて大阪に出た。ところで当家を「不均分」としたのは、実は根拠があつてのことではない。面接のさい、分与の額を言わずに、「だいたいの見当で分けた」というので、「不均分」としたにすぎない。しかし次のP家の場合は、かなり不均分の線が明瞭である。

例12 P家(長子相続型)

当家は、男ばかり五人の子どもを持った。しかし長男と次男とは、昭和一八、一九の兩年、あい次いで戦死してしまふ。二人の生年は不詳に終わったが、三男が父三三歳のときの子なので、親はかない早婚だつたことが想像される。



三男は昭和三〇年、二八歳で結婚するが、これが結局、跡とりということになった。当時は木挽であったが、のち大工に転じた。ところが父は、昭和三四年に他界する。六四歳であった。四男は、三男よりも三つ下であるが、長らく病気のあげく、ようやく回復したので、昭和四一年にこれに妻をむかえる。母には長男・次男の遺族年金があるので、四男のために新居をつくってやった。と同時に、自分もこの四男家に移ることになった。しかし同居一年のち、母は隠居家をつくって、そこに住むことになる。五男(末子)は、北九州市に工員として出て、そのまま世帯を持つことになった。財産分けは別表のとおりである。他出した末子の分は、あきらかに少ない。三男と四男とは、ほぼ均分とみてよい。

そこで当家の場合を考へてみると、なるほど三男は本家^{もといえ}を貰って、父もそ

表18 P家財産分与

		田	畑	山林
3	男	3.5	2.0	2.0
4	男	3.0	3.0	2.0
5	男	1.0	1.0	1.0
	隠居分	1.0	—	—
計		8.5	6.0	5.0

男家の扶養家族となっている。隠居分の一反も、三男が耕して、隠居家に納めている。五男への贈与分も、五男が不在なので、三男の管理している。長子相続と見立てたゆえんである。

そこで以上、O家とJ家では、在村者が一人となったために、一括相続となったけれども、親の気持としてはなお腰のすわらないものが感じられた。また不均分のA家は、不均分の実態はあきらかにできなかったが、ここでは不在者にも分与がおこなわれた。そしておそらく「だいたいの見当」も、在村の次男（長男死亡）に多かったことが推察される。こうしてP家の場合となるが、ここでも在村の兄二人とくらべて、不在者の末子の分与額は少なくなっただれども、土地の分与はあきらかになされた。また三男と四男とのあいだには、これは問題にならぬ額ともいえるが、三男のほうが田〇・五反だけ多い。それに母の隠居分一反が、三男につくであろうことは、まず必定である。そこでこのP家の例からして、もうひとつの問題点が浮かんでくる。このP家は、田畑を合わせると、一五・五反の経営である。対象部落としては、大経営の農家である。それが次代には、三人の子どもに対して、分産の措置がとられた。

ここで生涯を閉じた。しかし母は、いったんは四男家に身を寄せ、それから隠居の身となった。このあたりは、いささか変則的である。もっとも例2のB家のような分牌を念頭に置けば、母と実質次男である四男との結びつきも、理解できないことではない。しかし当地の分牌式は、実際に父なら長男家に、母なら次男家を身を寄せるという慣行ではないらしい。問題は、死後の供養にかかってくる。とともにB家のほかは、死後の分牌にかぎっても、これが検出されなかったところからすれば、そう濃厚な習俗とも考えられない。それに四男家への同居は、一年間で終わって、母は単独隠居ということになったので、四男家は人生最後の場所ともならなかった。それだけではない。母は現在、三

戦死した長男と次男とが生存し、末男が他出しなかったと仮定したならば、三反程度の農家五戸の出現ともなりかねない。一般に「家」制度のもとでは、分産に抵抗があるとされる。長子の単独・一括相続も、このために制度化され、慣行化された。とくに上層農家の場合には、家格の維持のために、分産を忌避する傾向が強かった。しかしP家の例からすれば、対象部落に関するかぎり、こうした忌避傾向を認めることができない。ただ本例では、末子の他出のために、この分産も不均分という結果に終わった。そこで最後に最大の農家の例を挙げて、本節の結びとしたい。

例13 Q家（末子相続型）

当家は、二四年間に五男、七女、都合一二人の子どもを持った。しかもこれらがそろって成長する。この大世帯では、核分裂を急がざるをえない。しかし父は、四八歳で死亡してしまふ。末男が生まれたばかりの年である。こらして娘にたちの出家を進める

表13 Q家

父 (明30—昭20)		母 (明34—昭47)	—	長 女	婚	広島
			—	長 男	昭22婚	分家
			—	2 男	昭22婚のち	分家他出
			—	2 女	婚	長崎
			—	3 女	婚	長崎
			—	4 女	婚	村内
			—	5 女	昭43婚	神戸
			—	6 女	昭35婚	長崎
			—	3 男	昭43婚	相続
			—	7 女	昭37婚	京都
			4 男	昭43婚	分家	
			5 男	昭45婚	他出	

とともに、長男・次男を村内に分家させた。父死亡の翌々年のことである。三男は、あいだに姉五人をはさんで、次男のあと一四年たつて生まれた。これを家にとどめて、四男を分家させ、五男（末子）を他出させた、そして母は本家にとどまると、隠居嫁もつくらずに、七一

歳の生涯を閉じた。さて当家は、田一〇反、畑一五反を経営し、別に山林一〇反を所有していた。そして隠居分の〇・四反を除いて、五人の子どもに完全に五分分した。このとりきめは、長男が分家するとき、オジたちと兄弟とが相談してなされた。なお父は生前、村役場に勤務しており、まず上層農家とみることができる。ところで当家では、長男から四男までは、とにかく村内で世帯を持った。しかし次男は、のち横須賀に転住し、四男は、長らく出稼ぎが続いて、昭和四八年に村内に鉄工場を開いて、やっと生活が落ちついた。末子は、外国航路の船員となって、大阪で結婚、帰郷は当分望むことができない。このとりきめは、昭和二年になされ、当時、弟たちの去就は知るべくもなかったが、そのとおり実行されたことになる。相続人となった三男には、隠居分の〇・四反が加算されただけである。ただ土地台帳のうえでは、長男だけに分筆がなされ、あとは故人となった母の名義となっている。

一一 おわりに

以上で、対象部落についてのいちおうの記述と分析とを終わらせた。調査作業上の不備もあって、意に満たない箇所も見受けられるけれども、当面、やむをえないとしなくてはならない。ところでわれわれが浦頭を対象部落として選んだのは、ここがキリシタンの故地であるという事情にもとづくものであった。とすればここでは、多少でも宗教を独立変数としたアプローチといったものが考慮されてしかるべきであろう。しかし当地の宗教史的事実がほとんど解明されていない現在、このアプローチは断念するはかばかではない。それどころではない。われわれは本稿のはじめの部分で、対象部落には二度にわたる“christianize”の波が訪れた、ということ述べておいた。そして近世の末期、本土からの来島者はたしかにあったが、同時に地元民の潜伏の事実も考えるべきであろう、と記しておいた。しかし対象セツトに関しては、これを在来戸と来住戸とに区別することも、実は不可能であった。住民の記憶も不確かであったし、除籍簿その他の記載からも、この点に関する資料が得られなかったからである。

ただこうした宗教や歴史の方面における不備にもかかわらず、問題の家族慣行については、若干の把握はできたように思われる。その第一は、当地の慣行がわれわれの言う不定相続に属する、ということであろう。すなわちここでも多彩な相続慣行が出現するとともに、続柄によって跡とりを限定しない姿が観察された。第二は、財産分与の様態についてである。すなわち均分相続への大きな傾斜である。(一)もっともこのように跡とりは不定という現実を踏まえながらも、家族周期の展開からは、長子相続型にやや変調らしいものが認められた。(二)また仲兄相続の場合には、この仲兄はむしろ末子に近い仲兄であった。(三)それから相続形態別の分類では、末子相続型の比率が相対的に高かった。そこでこの三者からすれば、どうやら末子への“preference”といった点も、感じられないものでもない。といつて、べつに末子の跡とりを予定し、あるいはこれを期待しているのではない。そうであるから、たとえ長男や仲兄の跡とりが実現しても、これには当事者たちの悔恨もなければ、世間の非難もない。およそ当地の慣行にあつては、もし障碍さえなければ、長男からの核化が進められる。核化の手法は、隠居分家式であろうと、末子相続式であろうとかまわない。そしてこの分封に当たっては、諸子に財産の分与がなされる。しかも不公平にならないように、これが均分または均分に近い線で運ばれる。

これに対して通日本的な長子家督にあつては、「家」の超世代的な連続が関係者たちの願いなので、ここではなによりも相続の問題が考慮される。ただここでは相続人は、長男に決定している。したがつてこの特定人物に対して“socialization”を含めて、特別の待遇と措置とが講じられる。またこの人物への地位・身分・祭祀権の伝達とともに、「家産」の移転が図られる。そして次男以下の分家は、こうした相続にもなう副次的な出来事として位置づけられる。ことばを変えれば、家族集団の分裂すなわち水平的分化よりも、基幹となる家族集団の世代的・垂直的な連続がたいせつなのである。なるほど血縁・非血縁の分家群を造成することによって、いわゆる同族団が形成され、これが男系親族集団の権力と繁栄との基盤となった事実を認めなければならない。けれども同族団の構成は、本家を頂点と

したピラミッド型のそれであって、実態は水平的分化というには程遠い存在であった。ところでこうした長子家督に対して、対象部落を含めたいわゆる不定相続地帯にあっては、事態は逆というか、少なくとも異質の様相を呈している。ここでは前述のように、長男からの分封が進められて、終わりに相続という世代のバトン・タッチが出現する。しかしこのバトン・タッチは、「家」や「家産」といった形象化された存在の継承ではない。また跡とり・相続人とはいうけれども、実態は老後の扶養者、つまりか、かり子としての性格を濃くしている。それは家族周期のつなぎのようなものであって、極端にいえば生物学的な必然である。不定相続慣行にあっては、親は原則として、おのれの責任において、すべての子どもの始末をつけなければならない。したがって稼働期間は、それだけ延長される。にしても老後の老衰、労働不能は、必然的に起こってくる。そうした時点における支えとしてのか、かり子である。そしてこの事態は、当該家族集団が「家」であらうとなかろうと、予期される事柄としてよいであらう。

もっとも以上は、べつに対象部落にかぎつての特徴ではない。われわれの経験によれば、不定相続地帯にあっては、多少でもこれらの事実が観察された。そこで対象部落の特徴をあえて推測すれば、もともとこの部落は、畑作に比重のかかった純農村ではあつても、経営反別の零細性からして、農業だけの自立が困難であつた⁽¹⁾。こうして一部は出稼ぎ、一部は半農半漁という姿をとらざるをえなかつた。そして戦後は、さらにそれが拡大再生産の傾向を強めていったことは、すでに述べたとおりである。要するに村は、クローズド・システムの体制になかつた。歴史的な経緯は不明であるけれども、本土からの来島者は、この浦頭の地に定着したけれども、もともとこの地は、平蔵郷の一部であつた。潜伏の事実があつたにしても、平蔵・奥浦の“nuclear group”が仏教徒であつたことには間違いない。“newcomers”たちが生産力の低い土地に定住をやむなくされたことは、推察に難くない。信仰上の違和感も含めて、“newcomers”たちの郷への“integration”は、かならずしも十分ではない。また反面、カトリック教徒として、信仰や宗教的内婚を媒介として、他のカトリック部落との連繫を密にしていくことになる。事実、浦頭の教会が新設され

るまでは、かれらは伝統ある堂崎教会の信者であった。

(1) 現在の経営面積を土地台帳によって整理すると、一〇反以上一四％、五一〇反四六％、五反以下四〇％ということになる。農地改革後の実績であるけれども、畑作への比重を勘案すれば、零細経営という点は、明瞭であろう。

なお郷はこんにち自治組織として存続しているが、行政は部落だけを掌握している。ところで平蔵郷にかぎっていえば、この郷もかつては郷有地を所有していた。しかし福江市に合併するさい、一戸平均二く三反ずつ分けたというので、郷の機能もおそらく高く評価することはできない。

ところでかれらの家族慣行が、本土から持ちきたったものであるか、それとも五島の旧慣に接しての、一種の文化変容であるか、この点は、現在までの資料レベルでは、速断することができない。しかしいづれにしても、この慣行が地域社会のクローズド・システムを前提としての慣行であったことは、ほぼ想定して誤りはないであろう。具体的に言えば、村内における分封である。そしてそのかぎりでは、家屋敷と農地との分与が、まず不可欠な要件であった。こうして分封が進められていく。けれども対象部落の場合には、もともとこのクローズド・システムには欠陥をはらんでいた。というわけで男子成員の他出がうながされる。仲兄相続の実現には、どうやら末子の他出が影響しているように思われるし、混合型の出現にも、男子成員の他出の事実が観察された。本稿では、われわれは家族周期を内的要因、他出傾向を外的要因と呼んでおいた。内的要因は、家族周期の展開にかぎるものではないし、外的要因も、他出傾向に限定されるものではない。したがってこうした呼びかたも、けっして正確なものではない。にもかかわらず家族周期の展開は、対象部落の相続形態を説明するさいに、ほとんど効用を発揮することがなかった。たかだか長子相続の場合に、若干の示唆を与えるにとどまった。同種の調査において、われわれの関心を引いたもののひとつは、隠居分家型と末子相続型とが、どうして分岐するかの点であった。そしてこれが周期的に説明できる地点も存在した。しかし対象部落に関しては、この説明が困難のようである(1)。代わって隠居分家型が戦前に、末子相続型が戦後に大きく傾斜するところから、域外他出が末子相続型の盛行をうながしたように推定した。とすればこれは、家族周期

あえていえば内的要因を放棄して、鍵を他出傾向、つまり外的要因に求めたことになる。

(1) 強いていえば、表9における両型にみられる長男・次男の年齢差が、やや注目されるであろう。この年齢差は、長子相続型にあつては、跡とりが長男にとどまった理由のひとつとして取りあげられた。その差は、七・〇年であった。これに対して隠居分家型は四・八年、末子相続型は三・二年ということになる。ところで似たような事態が、上五島のキリシタン部落において現われた。この事態について、われわれは次のように説明した。「隠居分家では、長男夫婦を本家に残して、他の世帯員が移動する。したがつてこの移動にはより準備を要し、腰も重くなってくる。末子相続でも、新居は親がつくるためであるが、その負担は、隠居分家にくらべては軽い。というわけで親は、長男と次男との年齢差を考えて、これが開いていけば、隠居分家の方向をとる。反対に接近していれば、早く長男を分封させる措置に出なくてはならない。すなわち末子相続の方向である」。(拙稿「上五島キリシタンの家族分封」『哲学年報』第33輯、昭和四九年、七六頁)。ただしこの上五島の場合は、その年齢差は三・〇年であったが、対象部落では、一・六年にすぎない。この差がどう利てくるかは、かなり問題であろう。いや上五島についても、われわれは「ただ以上は論理革命的ではあつても、なお推測の域を出るものではない」(同頁)と加えておいた。

かつてヴィノグラドフ (P. Vinogradoff) は、末子相続についてのフレーザー (J. Fraser) の「開拓説」に対して、「出稼説」ともいふべきものを唱えた¹⁾。すなわち貧農地帯にあつては、ふえる子どもを収容するだけの経済的な基盤を欠いている。したがつて成人した子どもからの労働市場への放出が始まり、結局、末子が老後の扶養者としてとどまる、とするのである。ヴィノグラドフは、これが典型的に帝政ロシアの隷農地帯にみられる、とするのであるが、むろんこれとわれわれの対象部落とは比較すべくもない。なるほど対象部落が豊かであるということとはできない。他出も根本的にはこのためにうながされた、としてよいであろう。しかしヴィノグラドフ説の他出は、財産の分与など、はじめから期待しない故郷放棄型の他出である。対象部落でも、他出者への分与がおこなわれず、このために異例の一括相続となつた事例も検出された。また在村者とくらべて、少額の分与にとどまつた事例もみられた。けれども分与する側としては、なるべく均分の線に近づけようとする。しかもこれは階層の上下を越えて、いわば民俗とし

て定着してように思われる。簡単な比較は、慎むべきであらう。

—四九・五—

追記

四節の末尾で予告しておいた楠原・水之浦の事実は、紙幅の関係で、これを省略した。しかしその後、この二部落のモノグラフを作成したので、これを参照さればさいわいである。

拙稿「五島の隠居制家族—隠居と再隠居—」(『哲学年報』第三五輯、二七—八七頁)。